掲示第１０３号

公　　告

関税法施行令（昭和２９年政令第１５０号）第９２条第１項の規定により委任される同項第２号、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和３０年政令第１００号）第３０条第１項の規定により委任される同項第２号、消費税法施行令（昭和６３年政令第３６０号）第１８条の６第１項の規定により委任される同項第２号及び租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）第４６条の８の７第１項の規定により委任される同項第２号に掲げる権限に係る処分の対象となる事項の所轄については管轄区域によるものとし、関税法施行令第９２条第２項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第３０条第２項、消費税法施行令第１８条の６第２項及び租税特別措置法施行令第４６条の８の７第２項の規定により税関長の権限の一部を税関官署の長に委任し、又は委任される権限の範囲を制限することとしたため、関税法施行令第９２条第５項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第３０条第５項、消費税法施行令第１８条の６第３項及び租税特別措置法施行令第４６条の８の７第３項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

この実施に伴い、税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告（令和７年掲示第８８号）は廃止する。

令和８年１０月３０日

沖縄地区税関長　神谷　洋一

記

１　税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の管轄は管轄区域によるものとし、別表１のとおりとする。

２　関税法施行令第９２条第２項に基づき、同条第１項第２号に掲げる権限以外の権限を税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の長に委任する範囲は、別表２のとおりとする。

３　関税法施行令第９２条第２項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第３０条第２項、消費税法施行令第１８条の６第２項及び租税特別措置法施行令第４６条の８の７第２項に基づき、関税法施行令第９２条第１項

第２号、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第３０条第１項第２号、消費税法施行令第１８条の６第１項第２号及び租税特別措置法施行令第４６条の８の７第１項第２号に掲げる権限のうち、税関出張所、税関支署出張所、税関支署監視署の長への委任を制限する範囲は、別表３のとおりとする。

附　則

この公告は、令和８年１１月１日から施行する。

別表１

出張所名	管轄区域
沖縄地区税関 那覇外郵出張所	沖縄県那覇市壺川３丁目のうち 郵便法（昭和22年法律第165号）第２条に規定する者が国際郵便の業務を行う事業所内
沖縄地区税関 鏡水出張所	沖縄県那覇市鏡水崎原地先のうち 国際物流拠点産業集積地域
石垣税関支署 石垣空港出張所	沖縄県石垣市のうち 石垣空港
沖縄税関支署 平安座出張所	沖縄県うるま市のうち 与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城屋平、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名
石垣税関支署 与那国監視署	沖縄県八重山郡のうち 与那国町

別表２

委　　任　　事　　項 （行欄に○印を付した税関官署の長に委任する。）	税関官署				
	出張所				指定監視署
	那覇外郵	鏡水	石垣空港	平安座	与那国
１．関税法（昭和29年法律第61号）第３章（船舶及び航空機）の規定に基づく権限。					
（１）同法23条（船用品又は機用品の積込等）の規定	○	○	○	○	○
（２）前号に掲げるもの以外の規定。ただし、同法第24条第１項（船舶又は航空機と陸地との交通等）中交通場所等の指定に係る規定及び同法施行令第15条第１項（積卸について呈示しなければならない書類）第４号に掲げる必要書類の指定に係る規定に基づくものを除く。			○	○	○
２．関税法第４章（保税地域）の規定に基づく権限。ただし、同法施行令第92条第１項第１号イに掲げる規定並びに同法第35条（税関職員の派出）、第39条（指定保税地域に入れることができる貨物の指定）、第41条（指定保税地域の指定取消後における外国貨物蔵置期間の指定）及び第61条の２第２項（加工、製造等に関する報告の特別期間の指定、ただし、この条項、監視署のみに適用する。）の規定に基づくものを除く。	○	○	○	○	○
３．関税法第７章（収容及び留置）、第９章（雑則）及び第10章（罰則）中次に掲げる規定に基づく権限					
（１）同法第80条（貨物の収容）及び第83条（収容の解除）の規定			○		
（２）同法第86条(旅客等の携帯品の留置)の規定			○	○	○
（３）同法第87条（原産地を偽った表示等がなされている貨物の留置）の規定	○	○	○	○	○
（４）同法第101条第１項(手数料の軽減又は免除)中指定保税地域に係るもの		○			
（５）同法第101条第２項（保税地域の休止による手数料の免除）及び第118条第５項ただし書（犯則貨物の保税地域搬入期間の指定）の規定	○	○	○	○	
（６）同法第101条第３項（不開港出入手数料の軽減又は免除）の規定				○	○
（７）同法第106条（特別の場合における税関長の権限）中第１号の規定	○	○	○	○	○

委　　任　　事　　項 （行欄に○印を付した税関官署の長に委任する。）	税関官署				
	出張所				指定監視署
	那覇外郵	鏡水	石垣空港	平安座	与那国
4．関税法第11章（犯則事件の調査及び処分）中次に掲げる規定に基づく権限。 （1）同法第1節（犯則事件の調査）の規定に基づく権限。ただし、同法第133条第2項（領置物件又は差押物件の公売等）及び同条第3項（公売又は売却等）の規定に基づくものを除く。 （2）同法第146条第1項及び同条第2項（税関長の通告処分等）の規定。	○	○	○	○	○
5．関税定率法（明治43年法律第54号）中次に掲げる規定に基づく権限 （1）同法施行令（昭和29年政令第155号）第26条（特定用途免税貨物の用途外使用）、第30条（外交官用貨物の用途外使用）、第37条（再輸出免税貨物の用途外使用）、第38条（再輸出免税貨物の亡失又は滅却）（第41条において再輸出減税貨物について準用する場合を含む。）、第60条（軽減税率適用貨物の使用状況）及び第61条（軽減税率適用貨物に準用する制限等）の規定			○		
（2）前号に掲げるもの以外の規定。ただし、同法第13条第1項（製造用原料品の減免又は免税）中「製造工場の承認」、第19条第1項（輸出貨物の製造用原料品の減免又は免税）中「製造工場の承認」及び同法施行令第50条の2（指定製造工場の簡易手続き）の規定並びに第54条第1項（輸出貨物の製造用原料品に係る払い戻し金の査定）を除く。	○	○	○	○	

委　　任　　事　　項 （行欄に○印を付した税関官署の長に委任する。）	税関官署				
	出張所				指定監視署
	那覇外郵	鏡水	石垣空港	平安座	与那国
6．日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第112号）中次に掲げる規定に基づく権限。ただし、第10条第1項（関税免除物品の製造等を行なう倉庫又は工場の承認）、同条第2項における関税法第35条（税関職員の派出）、関税法（第133条第2項（領置物件又は差押物件の公売及び売却）並びに第137条から第140条まで（犯則事件の処分）に限る。）の準用についての規定を除く。	○	○	○	○	
7．日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第112号）の規定に基づく権限。ただし、第3条第1項（免税輸入資材の製造等を行う工場の承認）及び同条第2項における関税法第35条（税関職員の派出）の準用についての規定に基づくものを除く。		○	○	○	
8．自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和39年法律第101号）の規定に基づく権限		○	○	○	
9．コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和46年法律第65号）の規定に基づく権限。ただし、第14条第2項（設計型式によるコンテナーの承認）及び第20条において関税法第11章中第2節（犯則事件の処分）の準用についての規定並びに同法施行令（昭和46年政令第257号）第11条第1項（国産コンテナー等の表示に伴う確認）の規定に基づくものを除く。		○	○	○	

委　　任　　事　　項 （行欄に○印を付した税関官署の長に委任する。）	税関官署				
	出張所				指定監視署
	那覇外郵	鏡水	石垣空港	平安座	与那国
10．物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ＡＴＡ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和48年法律第70号）の規定に基づく権限	○	○	○	○	
11．沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号)及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第151号)の規定に基づく権限。ただし、同法第83条第２項（発電用の石油に係る事業場の承認）、第84条第１項及び第２項（消費生活物資に係る卸売業者の承認及び取消）、第85条第１項（第115条の２において準用する法第85条第１項を含む。）及び第２項（旅客携帯品の戻し税物品に係る小売業者の承認及び取消）、第87条第７項における関税法及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）の準用中領置物件若しくは差押物件の公売又は売却及び犯則事件の処分に係るもの、第89条第１項（税関貨物取扱人等に対する給付金の支給)の規定並びに同法施行令第116条第２項（用途外使用とされない用途等の指定)の規定に基づくものを除く。			○	○	

別表３

委任しない事項 （行欄の○印は委任しない事項。）	税関官署				
	出張所				指定監視署
	那覇外郵	鏡水	石垣空港	平安座	与那国
１．関税法第２章及び同法施行令第１章の２（関税の確定、納税、徴収及び還付）の規定に基づく権限のうち、関税の納付、徴収及び還付並びにこれらに係る手続の際にされる処分に関する権限					○
２．関税法第 67 条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく権限のうち、輸入の許可の権限					○
３．関税法第 69 条第１項（貨物の検査場所の指定）の規定に基づく権限	○	○	○	○	○
４．関税法第 69 条の２（輸出してはならない貨物）及び第 69 条の 11（輸入してはならない貨物）の規定に係る権限。ただし、第 69 条の２第１項第３号及び４号並びに第 69 条の 11 第１項第９号から第 10 号までに規定する物品に係る権限を除く。	○	○	○	○	○
５.輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第 30 条第１項第２号の規定に基づく権限のうち、内国消費税の確定、納付、徴収及び還付並びにこれらに係る手続の際にされる処分に関する権限のうち、確定に係る権限以外の権限					○
６．消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第８条第６項（免税対象物品に係る消費税の徴収）の規定に基づく権限	○	○			
７．租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 87 条の６第６項（免税対象酒類に係る酒税の徴収）の規定に基づく権限	○	○			